

糸田町立緑ヶ丘病院整備事業基本実施設計及び開発許可申請業務等委託
公募型プロポーザル実施要領

第1 一般事項

1 公募型プロポーザルの目的

当院が建設を予定する糸田町立緑ヶ丘病院整備事業基本実施設計及び開発許可申請業務等委託にあたっては、公平性、透明性を図りながら、適正な予算の範囲内で豊富な経験と高い専門知識を持つ設計者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）方式を採用する。

2 業務内容

（1）委託業務名

糸田町立緑ヶ丘病院整備事業基本実施設計及び開発許可申請業務等委託

（2）事業主体

糸田町立緑ヶ丘病院

福岡県田川郡糸田町3187番地

（3）設計者選定方式

公募型プロポーザル方式

（4）事業支援者

特定非営利活動法人 健康都市活動支援機構（千葉県市川市高石神 33-20）

本事業に係る病院建設支援業務を特定非営利活動法人 健康都市活動支援機構（以下「機構」という。）に委託している。本プロポーザルに関し、事業主体からの指示に基づいて機構からの助言、指示等が行われた場合はこれを事業主体によるものとして対応すること。

なお、糸田町立緑ヶ丘病院整備事業全般について、城西大学 経営学部 伊関友伸教授のアドバイスを受けている。

（5）仕様等

別紙「糸田町立緑ヶ丘病院整備基本構想」及び「糸田町立緑ヶ丘病院整備基本計画」のとおり。ただし提案は、この計画（素案）に限られる必要はない。

※両資料は糸田町ホームページにてダウンロード可能。

（6）委託期間

契約締結日から令和8年8月31日（予定）まで

（7）担当課

糸田町立緑ヶ丘病院庶務係

〒822-1315 福岡県田川郡糸田町 3 1 8 7 番地

TEL0947-26-0111

E-Mail : midorigaokahp@titan.ocn.ne.jp

3 糸田町立緑ヶ丘病院整備（以下、町立病院整備）の概要

（※詳細については、「糸田町立緑ヶ丘病院整備基本計画」参照）

（１）病床数 60 床 （内訳）一般病床 60 床

（２）町立病院整備は、新病院棟とする。

（３）延床面積 4,300 ㎡以内を想定。

（４）診療科目 内科、小児科、整形外科、リハビリテーション科。

（５）町立病院整備の主要構造

地質調査の結果等を踏まえ実現可能性のある耐震構造を設計の中で検討すること。

（６）概算事業費（建設工事費）

31.4 億円以内を想定（消費税及び地方消費税を含む）。

※ 概算事業費（建設工事費）：本体工事（建築工事、機械設備工事（以下、合併浄化槽工事を含む）、電気設備工事）、昇降機設備工事、造成工事、外構工事（以下、駐車場工事を含む）とする。

なお、測量費、地盤調査費、土壌及び建材等に含まれる有害物質等の設計関連調査費、土壌汚染対策費、工作物撤去工事は別途予算とする。

※ 用地取得費、PCB 処理費、医療機器、厨房機器、家具什器、医療情報システム整備費は除く。

（７）移転時期

令和 10 年春頃を想定。

4 糸田町立緑ヶ丘病院整備の建設場所等

（１）工事場所 福岡県糸田町 3786 番地（「糸田町立緑ヶ丘病院整備基本計画」参照）

（２）敷地面積 約 12,600 ㎡（準都市計画区域内）

（３）用途地域 指定なし（建蔽率 70%、容積率 200%）ほか
防火地域 指定なし

（４）その他要件

駐車場は患者駐車場（身体障害者等用駐車場含む）70 台程度想定、職員駐車場として 50 台程度想定、公用車駐車場 4 台想定。その他救急車停車場、タクシー乗場・停車場、搬送車停車場、消防車停車・活動場等を確保すること。外構は、外灯、ゴミ置場、給排水施設、緑

地、自転車置場、敷地内通路、遊歩道等の整備を行う。合併浄化槽を想定。

5 委託業務内容

本業務は、実施設計段階から施工業者が技術協力で参画する E C I 方式とする。次の（１）～（４）の成果物については、「令和 6 年国土交通省告示第 8 号」、「福岡県県土整備部測量業務・地質調査業務・設計業務等共通仕様書」に準じるものとし、E C I 方式での発注に伴う設計図書、仕様書等の作成を含むものである。

（１）糸田町立緑ヶ丘病院整備工事に係る基本設計業務

- ① 設計条件等の整理
- ② 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- ③ 上水道、電力、通信等の供給状況の調査・検討及び関係機関との打合せ
- ④ 合併処理槽、プロパンガス等の供給状況の調査・検討及び関係機関との打合せ
- ⑤ 基本設計方針の策定
- ⑥ 基本設計図書の作成（建築工事、電気設備・機械設備工事、昇降機設備工事の設計を含む）
- ⑦ 概算工事費の算出
- ⑧ 設計内容・資料の事業主体等への説明等
- ⑨ 機械設備の採用方式コスト等比較検討資料の作成

（２）糸田町立緑ヶ丘病院整備工事に係る実施設計業務（E C I 発注に必要な標準外業務を含む）

- ① 事業主体の要求等の確認（施工者の技術提案の評価と採否の検討を含む）
- ② 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- ③ 実施設計方針の策定
- ④ 実施設計図書の作成（新築の建築工事、電気設備・機械設備工事、昇降機設備工事の設計を含む）
- ⑤ 実施設計内容の事業主体等への説明
- ⑥ 設計図書を正確に伝えるための質疑応答、説明等
- ⑦ 工事材料、設備機械等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等
- ⑧ 建築確認申請手続き業務（審査機関等との協議、適合判定等の業務を含む、申請手数料は別途）
- ⑨ リサイクル計画書の作成
- ⑩ 工程表の作成
- ⑪ E C I 発注に必要な詳細図の作成

仕上げ表、建具表、設備諸元表・設備プロット図（電気・衛生・空調）、断面図（主要箇

所の階高、天井図、床下げ等の明記)、その他積算等に必要な資料

- ⑫ E C I 発注にかかる要求水準書の作成
- ⑬ 施工者選定のための技術協力（施工者提出の見積内訳の査定を含む）
- ⑭ 施工者の変更工事費金額と物価上昇金額の査定

（３）糸田町立緑ヶ丘病院整備工事に係る開発許可申請業務

- ① 設計条件等の整理
- ② 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- ③ 開発（土木）設計図書（基本設計・実施設計）の作成（工作物撤去工事、造成工事、外構工事）
- ④ 申請業務（申請手数料は別途）
- ⑤ 施工者の変更工事費金額と物価上昇金額の査定
- ⑥ 基本設計・実施設計内容の事業主体等への説明
- ⑦ 土壌汚染調査及び対策の支援、敷地測量、地質調査（土質含む）

（４）その他関連業務

- ① 院内各部署とのヒアリングと説明の実施
- ② 搬送計画策定のための支援
- ③ 地下構造部分の取り扱い協議
- ④ 地中埋設物（予期できないものも含む）への支援
- ⑤ 新築建物の電波障害調査及び障害影響検討書の作成
- ⑥ コンピュータグラフィックパース等の作成
- ⑦ 各種説明会（住民参加説明会、議会説明等）への参加及び必要な資料の作成
- ⑧ 打合せ議事録の作成
- ⑨ 医療法等の届出書類等の作成の支援
- ⑩ その他設計業務に必要な業務

6 参加資格及び条件

参加者は、次のすべての条件を満たさなければならない。ただし、（２）から（10）、（13）から（15）、（17）を満たす場合、構造、電気設備、機械設備、積算の各主任技術者は協力事務所への委託を可とする。なお、共同企業体（J V）としての参加は認めない。

- （１）病床数 60 床以上または 4,300 m²以上の病院の新築（改築を含む）、増築の基本設計及び実施設計業務を元請として過去 10 年間に受託し履行した実績を 3 件以上有すること。
- （２）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者とする。なお、当業務を受託した場合は資本関係のある会社は施工を請け負

うことはできない。

- (3) 構造、電気設備、機械設備、積算の各主任技術者は、本業務における他の参加者の協力事務所ではないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (5) 糸田町競争入札参加資格名簿に登録されている者であること。登録していない場合は、参加申請書提出期限までに登録が完了していること。
- (6) 本プロポーザルの公募開始日から契約締結日までに、福岡県、糸田町から指名停止処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。ただし、これらの申立てがなされた場合であっても、公告の日の前日までに裁判所から更生または再生計画の認可決定を受けている者。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同上第6号に規定する暴力団員またはこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (9) 賦課されているすべての税（国税、都道府県税、市町村税）に滞納がないこと。
- (10) 町と紛争又は争訟関係にないこと。
- (11) 総括責任者は、参加者から選任すること。病床数60床以上または4,300㎡以上の病院の新築（改築を含む）、増築の基本設計及び実施設計業務を、過去10年間に履行した実績を2件以上有すること。なお、当該実績は個人経歴としての実績で可とする。
- (12) 意匠主任技術者は、参加者から選任すること。病床数60床以上または4,300㎡以上の病院の新築（改築を含む）、増築の基本設計及び実施設計業務を、過去10年間に履行した実績を1件以上有すること。なお、当該実績は個人経歴としての実績で可とする。また、各主任技術者については、他の分担業務分野の担当技術者を兼務していないこと。
- (13) 構造の各主任技術者は、参加者または協力事務所から選任すること。また、各主任技術者については、他の分担業務分野の担当技術者を兼務していないこと。
- (14) 電気設備、機械設備の各主任技術者は、参加者または協力事務所から選任すること。病床数60床以上または4,300㎡以上の病院の新築（改築を含む）、増築の基本設計及び実施設計業務を、過去10年間に履行した実績を1件以上有すること。なお、当該実績は個人経歴としての実績で可とする。また、各主任技術者については、他の分担業務分野の担当技術者を兼務していないこと。
- (15) 積算主任技術者は、参加者または協力事務所から選任すること。
- (16) 総括責任者及び意匠主任技術者は、公告時点において3ヶ月以上直接的かつ恒常的雇用関

係にある、建築士法に規定する一級建築士の資格を有する者とし、本業務が完了するまで配置すること。

(17) 参加希望者の間に資本関係又は人的関係（次の基準のいずれかに該当するものをいう。）がないこと。

ア 資本関係

① 子会社と親会社等の関係にある場合（子会社等及び親会社等の定義は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 及び第 4 号の 2 の規定による。以下同じ。）

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

7 実施スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。

内 容		日 程
参加受付	プロポーザルの公告	11 月 1 日（金）
	現病院見学会	11 月 7 日（木）または 11 月 8 日（金）
	参加申請に関する質問書の提出期限	11 月 15 日（金）正午必着
	参加申請に関する質問書の回答期限	11 月 19 日（火）
	参加申請書の提出期限	11 月 21 日（木）正午必着
一次審査 （予定）	一次審査（書類審査）	
	一次審査結果通知、技術提案書の要請及び要求水準書の送付	11 月 28 日（木）
二次審査	技術提案書作成に関する質問書の提出期限	12 月 12 日（木）正午必着
	技術提案書作成に関する質問書の回答期限	12 月 19 日（木）
	技術提案書の提出期限	1 月 31 日（金）正午必着
	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	2 月 16 日（日）予定 （別途通知します）
	二次審査結果通知	二次審査後すみやかに

8 現病院見学会

(1) 日程

11月7日(木)または11月8日(金)

※ 予約時に時間を決定。

(2) 実施方法・予約方法

- ・現病院見学会は予約制とし、1社ずつを基本とする。
- ・既存病院の見学を行う。建設予定地は各々で確認すること。
- ・現病院見学会の参加を希望するものは、下記の予約可能期間に電話予約をすること。

予約可能期間：11月1日(金)～6日(水) 9時～16時30分

ただし、平日に限る。

連絡先：糸田町立緑ヶ丘病院 担当：池田、田村

TEL：0947-26-0111

(3) 注意事項

- ・病院見学時は、当院の指示に従うこと。
- ・現病院見学会における質疑は受け付けない。質疑は次項「参加申請に関する質疑書の受付と回答」によるものとする。
- ・現病院見学者は1社当たり5名以内とする。
- ・現病院見学者は、当日検温すること。なお、体温が37.5度以上ある者は不可とする。
- ・現病院見学の際はマスクを着用すること。
- ・写真撮影は可(動画撮影不可)とするが、人物、書類その他個人の肖像権や個人情報等機密情報が写りこまないようにすること。
- ・駐車台数に限りがあるため、1社につき2台とする。

9 参加申請に関する質疑書の受付と回答

(1) 提出書類・提出方法

質疑書(様式6)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

質疑内容等を記載の上、電子メールで提出すること。電話等の口頭での質疑は受け付けない。PDFデータ、Excelデータの2種類を提出のこと。

(2) 提出期限

11月15日(金) 正午必着

(3) 提出先

前記、2 業務内容 (7) 担当課に同じ

必ず電話(0947-26-0111)にて送受信の確認を行ってください。

(4) 質疑書に対する回答

回答は糸田町ホームページにて公開する。なお随時掲載するので注意すること。

10 参加申請書の提出

(1) 提出書類・提出方法

- ① 参加申請書（様式1）
- ② 事務所の概要（様式2-1）
- ③ 技術職員の状況（様式2-2）
- ④ 事務所の業務実績（様式3-1）及びその契約書又は履行証明書
- ⑤ 事務所の業務実績の詳細（様式3-2）
- ⑥ 当設計への取組姿勢（様式3-3）
- ⑦ 設計業務に対する担当者の想定従事日数（常勤換算）（様式3-4）
- ⑧ 開発許可申請業務に対する担当者の想定従事日数（常勤換算）（様式3-5）
- ⑨ 総括責任者及び各主任技術者の実績（様式4-1）及びその契約書又は履行証明書
並びに各技術者の資格を証明する証書の写し
- ⑩ 総括責任者の業務実績の詳細（様式4-2）
- ⑪ 協力事務所の概要（様式5）
- ⑫ 国税、都道府県税、市町村税それぞれについて滞納がない証明書
- ⑬ 誓約書（糸田町暴力団排除条例）

※ 上記①～⑬を一式として、正本1部を持参または郵送で提出すること。

※ 電子媒体（CD-R等）による電子データでも提出すること。

(2) 提出期限

11月21日（木）正午必着

※ 郵送の場合、書留又は簡易書留等の送達記録が残るものとする。

(3) 提出先

前記、2 業務内容（7）担当課に同じ

必ず電話（0947-26-0111）にて送受信の確認を行ってください。

11 技術提案書作成に関する質疑書の受付と回答

(1) 提出書類

質疑書（様式6）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

質疑内容等を記載の上、電子メールで提出すること。電話等の口頭での質疑は受け付けない。PDFデータ、Excelデータの2種類を提出のこと。

(2) 提出期限

12月12日（木）正午必着

（3）提出先

前記、2 業務内容（7）担当課に同じ

必ず電話（0947-26-0111）にて送受信の確認を行ってください。

（4）質疑書に対する回答

回答は糸田町ホームページにて公開する。なお随時掲載するので注意すること。

12 技術提案書の提出

（1）提出書類・提出方法

- ① 技術提案書提出届（様式7）
- ② 表紙（自由書式）
- ③ テーマに対する提案書（様式8）
- ④ 設計費見積書（様式9）

※ 見積書は合計金額及び委託業務種別ごとの内訳が分かるように記載すること。

※ 上記①～④を一式として正本1部、②～④を一式として副本15部を持参または郵送で提出すること。また、糸田町立緑ヶ丘病院技術提案書在中と記載すること。

※ 副本には表紙を含め事務所名等を記載しないこと。

※ 電子媒体（CD-R等）による電子データでも提出すること。

（2）提出期限

1月31日（金）正午必着

（3）提出先

前記、2 業務内容（7）担当課に同じ

必ず電話（0947-26-0111）にて送受信の確認を行ってください。

13 審査に関する事項

（1）一次審査及び結果の通知

- ① 日時：11月28日（木）
- ② 審査委員会：審査委員会の委員は10名程度で組織し、別に定めるものとする。審査の公正性を担保するため委員会の構成については公表しないものとする。
- ③ 選定方法：書類審査とし、上位3名程度を一次審査通過者として選定する。

④ 審査基準：次の審査項目の評価点を基に行う。

審査項目	審査の視点	審査の基準	配点
事務所の 評価	事務所の 実績	過去 10 年間に元請として受託した件数	15 点
	当設計への 取組姿勢	当病院の状況の理解と取組に対する姿勢・ポイント（特にコストを守る取組について）	30 点
総括責任者 及び各主任 技術者並び にチームの 評価	チームの取組 姿勢	本業務に対する担当者の想定従事日数（常勤換算）	10 点
	技術資格者の 配置	総括責任者及び各主任技術者の経験年数（6 人×3 点）	18 点
		総括責任者及び各主任技術者が有している資格保有状況（6 人×2 点）	12 点
	担当者の実績	総括責任者及び各主任技術者（積算主任技術者を除く）が過去 10 年間に従事した実績（5 人×3 点）	15 点
合計			100 点

⑤ 結果の通知：一次審査終了後、一次審査対象者全員に文書で通知する。

（２）二次審査及び結果の通知

- ① 一次審査通過者に技術提案書の要請書及び要求水準書を送付する。
- ② 選定方法：一次審査通過者による公開プレゼンテーション及びヒアリングとし、技術提案書等の内容を総合的に審査・評価し、本業務の受託候補者を選定する。
※なお、一次審査の点数・評価は二次審査に影響しない。
- ③ 実施方法：提出書類の説明 30 分以内（プロジェクター使用等によるプレゼンテーション）と審査委員会による 30 分程度のヒアリングを行う。
プレゼンテーション及びヒアリング順については、技術提案書類の提出のあった者から、事務局のくじ引きにより順番を決定する。
- ④ プレゼンテーションは、実務に最も携わる意匠主任技術者を発表者とする。
- ⑤ 審査委員会：審査委員会の委員は 10 名程度で組織し、別に定めるものとする。審査の公正性を担保するため委員会の構成については公表しないものとする。
- ⑥ 実施場所及び日時：二次審査対象者に別途通知する。
- ⑦ 提案テーマ：提案は、糸田町立緑ヶ丘病院整備基本計画を踏まえ、以下の内容について、具体的かつ簡潔に記述すること。
- ⑧ 提案は 1 社につき 1 案とすること。

【テーマ 1】

設計コンセプト、コスト等のリスク管理手法について

- ・設計コンセプトについての提案、糸田町立緑ヶ丘病院の役割と将来性の理解度
- ・取組体制、E C I 方式の熟知による提案
- ・スケジュール管理、コスト管理等のリスク管理手法等についての提案

【テーマ 2】

機能的かつ合理的な動線計画など患者及び職員にとって良好な療養及び職場環境の整備

- ・配置計画、平面計画についての提案
- ・運営効率化に基づいた動線計画についての提案
- ・執務環境、療養環境の工夫についての提案

【テーマ 3】

省エネルギー対策、ライフサイクルコストの削減及び DX 等の考え方

- ・イニシャルコストとランニングコストのバランス（DX 提案を含む）を考えた設備計画についての提案
- ・ランニングコスト及びメンテナンス費用削減の提案

【テーマ 4】

災害対策について

- ・感染対策についての建築及び設備の提案
- ・建設コストを考慮した豪雨水害、その他（地震、火災等）のハザードに対する具体策の提案と配置計画

【テーマ 5】

設計者による施工概算金額とその根拠

- ・設計提案に対する設計者による施工概算金額（様式による）とその明確な根拠の提示
- ・施工概算金額を考慮したローコストのための設計提案

⑨ 審査基準：次の審査項目の評価点を基に行う。

審査項目	審査の視点	審査の基準	提出枚数	配点
テーマ 1	設計コンセプト、コスト等のリスク管理手法について	各テーマに対して的確性、実現性、独創性が認められる提案内容となっているか。	A3 1 枚	10 点
テーマ 2	機能的かつ合理的な動線計画など患者及び職員にとって良好な療養及び職場環境の整備		A3 1 枚	15 点
テーマ 3	省エネルギー対策、ライフサイクルコストの削減及び DX 等の考え方		A3 1 枚	15 点
テーマ 4	災害対策について		A3 1 枚	10 点
テーマ 5	設計者による施工概算金額とその根拠		A3 1 枚	10 点
設計業務見積金額		適正な価格であるか。(様式による)		10 点
プレゼンテーション及びヒアリング (発表者の人物評価等)		説得力のある説明であること。 真摯でわかり易い対応であること。 説明者の信頼度		30 点
合計				100 点

⑩ 留意事項：スクリーン、プロジェクター、ケーブル、延長コード及びHDMIアダプタは当院のものを使用し、パソコンは提案者が用意すること。

⑪ 結果の通知：審査委員会終了後、二次審査対象者全員に文書で通知するとともに、糸田町ホームページにて公表する。

⑫ その他：参加者が1者の場合においてもプレゼンテーション及びヒアリングは実施する。当該参加者の提案内容が本業務の目的および要件を満たしているかを厳正に審査し、適切と判断された場合は受託候補者として決定する。

14 契約に関する事項

(1) 受託候補者との協議

受託候補者が特定された後、当院と受託候補者が協議を行い、必要に応じて「要求水準書」

の追加・修正等を行う。

(2) 契約の締結

当院は受託候補者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、受託候補者との調整・協議が不調となった場合は、次点者と交渉する場合がある。

(3) 契約保証金

糸田町財務規則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 3 号）第 118 条の規定により、契約代金の額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、糸田町財務規則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 3 号）第 119 条第 1 項第 2 号の規定に該当する場合は全部又は一部免除とする。

(4) 契約書の作成

契約には契約書の作成を要する。

(5) 前払金

本業務は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年に渡る業務である。各年度の進捗率見込みは、令和 6 年度約 5 %、令和 7 年度約 67 %、令和 8 年度約 28 %である。令和 6 年度における業務の進捗は、全体の約 5 %程度を想定しているため、原則として令和 6 年度中の前払金の支出は行わない。なお、前払金の支出を希望する場合は、契約者の申し出に基づき、令和 7 年度当初以降は各年度において、その当該年度の履行高予定額に対して 30 %まで請求手続きを行うことができるものとする。請求の際は、契約約款に従い、必要な書類を整備の上、申請手続きを行うこと。

15 失格要件

本プロポーザルにおいて、応募者の行為が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 応募者が、本プロポーザルに定める手順、手続き、提出期限等を遵守しない場合。
- ② 提出図書が、本募集要項に定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合。
- ③ 提出図書に虚偽の内容が記載されている場合。
- ④ 他社の提案図書を盗用した疑いがあると認められた場合。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が応募者にあると認められる場合。
- ⑥ 審査委員又は本プロポーザルに関わる職員に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。
- ⑦ その他、本プロポーザルの適正な執行を妨げる行為が応募者にあると認められる場合。

16 留意事項

- (1) 参加資格要件を満たさない応募者について、審査は実施しない。通知については、一次

審査終了後、文書で通知するものとする。

- (2) 審査の結果等について、問い合わせ及び異議申立てを行うことはできないものとする。
- (3) 書類の作成及び提出に係る費用やヒアリング等の参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。なお、以下(5)及び(6)の場合を除き、参加者に無断で本プロポーザル以外の目的で提出書類は使用しない。
- (5) 提出書類の知的所有権は提出した者に帰属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製する場合がある。なお、提出された書類は、糸田町情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (6) 結果については、受託候補者以外の名称を除いたうえで、各提案者の評価点数を糸田町ホームページで公表する。また、受託候補者の提案資料はホームページ等で公開する場合がある。
- (7) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の記載事項に不備があり、修正を依頼したときはこの限りではない。また、参加資格等の審査に必要と判断した場合に追加の書類の提出を求める場合がある。
- (8) 提出書類に記載した総括責任者及び各主任技術者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。ただし、当該業務の総括責任者並びに各主任技術者を不適切と判断した時は、受託者と協議の上、担当者の変更を要請する場合がある。
- (9) 業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、委託者と協議の上、変更することができるものとする。
- (10) 本業務及び今後予定している病院建替整備等において、地元経済への波及効果等を考慮し、町内に本店・支店・営業所等を有する企業の積極的な活用に配慮すること。
- (11) 受託者は設計、施工、工法、発注方法等について、発注者の意向を踏まえ、あらゆる視点から検討し、設計提案すること。
- (12) 設計期間中に住民説明会を実施する場合があるため、その対応を行うこと。
- (13) 基本設計が完了した時点でプロポーザル方式により技術協力で参加する施工者の選定を行う。なお、実施設計において VE 提案に伴う設計変更とその積算業務については一部、施工者との共同作業となる。
- (14) 本プロポーザルを途中で辞退する者は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (15) 設計に採用する製品等は出来る限り汎用性・保守性のある製品とすること。
- (16) 積算根拠に関しては、原則刊行物等で代価を作成するものとし、可能な限り一式の見積書は避けること。